

社会福祉法人 信和会

短時間正職員就業規則

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、社会福祉法人 信和会（以下「法人」という）に従事する短時間正職員の労働条件、待遇、服務規律その他就業に関する事項を定めるものである。
- 2 この規則に定める服務および勤務条件に関する事項については、法律の改正および法人を取り巻く経営環境の変化その他の業務上の必要性により、職員の代表者の意見を聴いて、変更することがある。

(適用範囲)

- 第 2 条 この規則は、法人の業務に携わる短時間正職員に適用する。
- 2 この規則に定めのない事項については、通常の職員（以下「正職員」という。）に適用される就業規則の定めるところによる。

第 2 章 人 事

(採用)

- 第 3 条 短時間正職員の採用は、法人への就職希望者のうちから選考試験により決定するものとする。

(短時間正職員への転換)

- 第 4 条 正職員または準職員が短時間正職員制度の利用を希望し、かつ、法人が認めた場合には、短時間正職員として勤務させることができる。
- 2 短時間正職員制度の利用を希望する正職員または準職員は、所定の様式により申し出ることとする。
- 3 前項の規定による申出を本会が認めた場合、法人は、原則として4月1日または10月1日に当該正職員または準職員を短時間正規職員に転換させるものとする。

(正職員への転換)

- 第 5 条 短時間正職員が正規職員になることを希望し、かつ、法人が認めた場合には、正職員として勤務させることができる。
- 2 正職員になることを希望する短時間正職員は、所定の様式により申し出るものとする。

- 3 前項の規定により申出を本会が認めた場合、法人は、原則として4月1日または10月1日に当該短時間正職員を正職員に転換させるものとする。

第3章 勤務時間・休憩および休日等

(勤務時間および休憩)

第6条 毎月1日を起算日とする1ヶ月単位の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は、1ヶ月を平均して原則30時間以上、40時間未満とする。

- 2 短時間正職員の始業・終業時間および休憩時間は正職員の規程に準じ、個別に定める。

(時間外勤務および休日勤務)

第7条 業務の都合上やむを得ない場合に、双方合意のもと、早出・時間外・深夜、または休日に勤務をさせることがある。

(年次有給休暇)

第8条 短時間正職員の年次有給休暇は、労基法の範囲内で与える。

- 2 短時間正職員に付与する年次有給休暇の日数は、別表1のとおりとする。
- 3 前項以外の事項については準職員職員就業規則に定める規定を準用する。

第4章 給与

(給与)

第9条 短時間正職員の給与については、別途定める正職員給与規程に関する細則に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と、諸手当の全額を支給する。

- 2 前項の定めにかかわらず、期末手当については、正職員の所定労働時間に対する、短時間正職員の所定労働時間の割合に応じて支給する。

(退職金)

第10条 退職金については、給与規程第27条の定めるところによる。

附則

この規則は、令和3年11月25日から施行する。

別表1（第8条関係）

各年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した職員に対しては、次の表のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
		6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月
5日	217日～	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日